資料１

第１２次岡山県職業能力開発計画の策定について

１　計画の性格

国の定める職業能力開発基本計画に基づき策定することとされている県内で行われる職業能力開発に関する基本的方向を示す計画
（職業能力開発促進法第７条）

２　計画の目標年度

令和１２(2030)年度

３　計画のポイント

産業界や地域のニーズを踏まえた中長期的視点による人材育成と職業能力開発体制の充実を推進し、生産性向上及び多様な人材のスキルアップや労働参入を支援する。

①　技術や産業構造の変化に対応するため、デジタル技術をはじめ新たな知識と技能を習得するための支援
- デジタル人材育成に向けた職業訓練の実施や企業のデジタル化推進人材の育成支援
- 介護等の人材不足分野をはじめ産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練の実施

②　生涯を通じたキャリア形成と個々の特性やニーズに応じた職業能力を底上げする支援
- 在職者の職業に必要な専門的知識や技能習得を支援する訓練の実施、技能検定などの公的資格の取得促進
- キャリアコンサルティングの活用促進
- 県内中小企業における人材育成の支援

③　就労経験に乏しい方、非正規での離転職を繰り返している方、育児や介護などにより長期で労働市場を離れていた方などが、労働市場へ参入するための支援
- 託児支援サービスの提供など、受講しやすい環境づくり
- 生涯現役社会の実現に向け、中高年齢者のさらなる就業機会の拡大のための適性に応じた職業能力開発
- 障害者の個々の適性や能力に応じたきめ細やかな職業能力開発
- 非正規雇用労働者の早期就職や正規雇用化に向けた職業訓練

４　今後のスケジュール（予定）

８月２５日	岡山県職業能力開発審議会 （第１２次岡山県職業能力開発計画素案協議）
９月上旬～	各委員からの意見を踏まえた修正案を作成 関係機関へ意見照会
１０月中旬～	産業労働警察委員会で説明、パブリックコメントの募集
１２月	産業労働警察委員会でパブリックコメントの結果報告
１月中旬	岡山県職業能力開発審議会（最終案の答申）
１月中旬	第１２次岡山県職業能力開発計画策定

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）＜抜粋＞

（職業能力開発基本計画）

第五条　厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

２　職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

二　職業能力の開発の実施目標に関する事項

三　職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

３　職業能力開発基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。

４　厚生労働大臣は、必要がある場合には、職業能力開発基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。

５　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

６　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

７　前二項の規定は、職業能力開発基本計画の変更について準用する。

（勧告）

第六条　（略）

（都道府県職業能力開発計画等）

第七条　都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

２　都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

３　都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

４　都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

５　第五条第三項及び第四項の規定は都道府県職業能力開発計画の策定について、前二項の規定は都道府県職業能力開発計画の変更について、前条の規定は都道府県職業能力開発計画の実施について準用する。この場合において、第五条第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、前条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「労働政策審議会の意見を聴いて」とあるのは「事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で」と読み替えるものとする。